

厚生労働省発表

平成17年11月18日

担 当	雇用均等・児童家庭局
	総務課虐待防止対策室
	室長 山本 麻里
	室長補佐 相澤 仁
	電話 03(5253)1111 内線 7794・7797
	夜間 03(3595)2166

市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とする ネットワークの設置状況調査の結果について（平成17年6月調査）

【調査目的】

児童福祉法の改正により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）域における児童虐待防止に向けた取組はこれまで以上に重要なものと位置づけられたところであり、さらに、児童虐待防止ネットワークについては、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」として児童福祉法に位置づけられたことから、市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況等を把握し、より効果的な施策の検討に資するため、調査を実施した。

【調査方法】

全国2,399市町村を対象に、平成17年6月1日現在における、要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークについて、主として以下の項目の質問を行った。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 4. 設置及び計画の状況 | 1. 中核機関 |
| 5. 設置していない理由 | 2. 活動内容 |
| 6. 設置形態 | 3. 活動上の困難点 |
| 7. 設置の目的 | 10. 工夫点 |
| 8. 児童虐待防止以外の業務分野 | 11. 設置によるメリット、効果等 |
| 9. 関係機関等の状況 | 12. 機能充実のための課題 |

調査については、都道府県の協力を得て市町村からの回答を回収し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室にて取りまとめた。

（注）用語の意味について

「市町村域」：要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置主体や事務局が市町村の行政部局でないものを含んでい
るため、このような表現とした。

【調査結果】

別添のとおり

1. 設置及び計画の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会の設置状況(表1)

平成17年6月1日現在において、児童福祉法第25条の2に規定する「要保護児童対策地域協議会」(以下「協議会」という。)を設置済である市町村は、全国2,399市町村の4.6%にあたる111か所であった。

市町村別の設置済の割合は、市・区6.8%、町4.2%、村1.2%、指定都市7.1%となっている。なお、市・区のうち、人口30万以上が13.0%で最も高かった。

協議会の設置を計画中の市町村は36.2%にあたる868か所であり、設置済と計画を併せた全市町村の40.8%にあたる979か所で協議会の整備が進められている。

表1 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(平成17年6月1日現在)

	市区町村	協議会設置済		協議会設置予定						協議会設置していない		合計			
		数	%	数	%	17年度		18年度		19年度以降		数	%		
全体	2,399	111	4.6	868	36.2	691	28.8	164	6.8	13	0.5	1,420	59.2	2,399	100.0
都道府県	市・区(30万以上)	69	13.0	33	47.8	23	33.3	10	14.5	0	0.0	27	39.1	69	100.0
	市・区(10万～30万未満)	185	5.9	114	61.6	82	44.3	28	15.1	4	2.2	60	32.4	185	100.0
	市・区(10万未満)	495	6.3	241	48.7	199	40.2	41	8.3	1	0.2	223	45.1	495	100.0
	町	1,304	4.2	407	31.2	328	25.2	72	5.5	7	0.5	842	64.6	1,304	100.0
	村	332	1.2	67	20.2	57	17.2	9	2.7	1	0.3	261	78.6	332	100.0
指定都市	14	7.1	6	42.9	2	14.3	4	28.6	0	0.0	7	50.0	14	100.0	

(2) 児童虐待防止ネットワークの設置状況(表2)

平成17年6月1日現在において、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済である市町村は、全国2,399市町村の46.4%にあたる1,113か所であった。

市町村別の設置済の割合は、市・区67.2%、町40.3%、村21.4%、指定都市92.9%となっている。

ネットワークを設置予定であるのは、8.8%にあたる210市町村であった。

(3) 協議会又はネットワーク設置状況(表2、図1)

全市町村の51.0%にあたる1,224か所で協議会又はネットワークを設置済であり、全国の約半数で協議会又はネットワークが設置されている。

一方、協議会又はネットワークの設置・設置予定のない市町村は30.6%にあたる734か所であった。

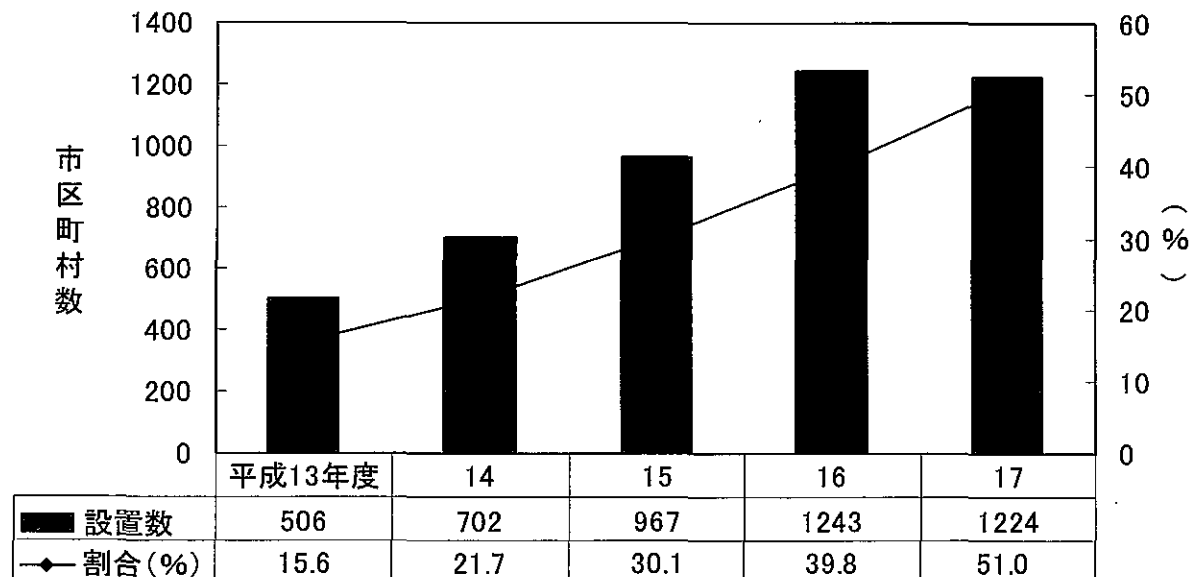
平成13年度以降の協議会又はネットワークを設置済である市町村の数及び割合は図1のとおりであり、設置済の割合は増加している。

表2 児童虐待防止ネットワーク等の設置状況

(平成17年6月1日現在)

	市区町村	協議会設置済		協議会設置予定・設置していない		ネットワーク設置済		ネットワーク設置予定		ネットワークを設置していない						うち、協議会設置予定	うち、協議会未設置					
										17年度		18年度		19年度以降				ネットワークを設置していない				
										数	%	数	%	数	%			数	%	数	%	数
全 体	2,399	111	4.6	2,288	95.4	1,113	46.4	210	8.8	185	7.7	18	0.8	7	0.3	965	40.2	231	9.6	734	30.6	
都道府県	市・区 (30万以上)	69	9	13.0	60	87.0	58	84.1	1	1.4	1	1.4	0	0.0	0	0.0	1	1.4	0	0.0	1	1.4
	市・区 (10万~30万未満)	185	11	5.9	174	94.1	152	82.2	11	5.9	9	4.9	0	0.0	2	1.1	11	5.9	8	4.3	3	1.6
	市・区 (10万未満)	495	31	6.3	464	93.7	293	59.2	54	10.9	48	9.7	5	1.0	1	0.2	117	23.6	60	12.1	57	11.5
	町	1,304	55	4.2	1,249	95.8	526	40.3	115	8.8	99	7.6	12	0.9	4	0.3	608	46.6	136	10.4	472	36.2
	村	332	4	1.2	328	98.8	71	21.4	29	8.7	28	8.4	1	0.3	0	0.0	228	68.7	27	8.1	201	60.5
指 定 都 市	14	1	7.1	13	92.9	13	92.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	

図1 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置数及び割合*
(平成13年度～平成16年度)



* 同時期の全国の市区町村数に占める割合。

注) 各年の6月現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、17年については協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(4) 都道府県ごとの協議会又はネットワーク設置状況(表3、図2)

協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で13.3%、最高で100%となっている。

全体では、20%未満が4県(8.5%)、20～40%未満が16府県(34.0%)、40～60%未満が10県(21.3%)、60～80%未満が7都県(14.9%)、80～100%が10道府県(21.3%)となっている。

表3 要保護児童地域対策協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況(都道府県別)

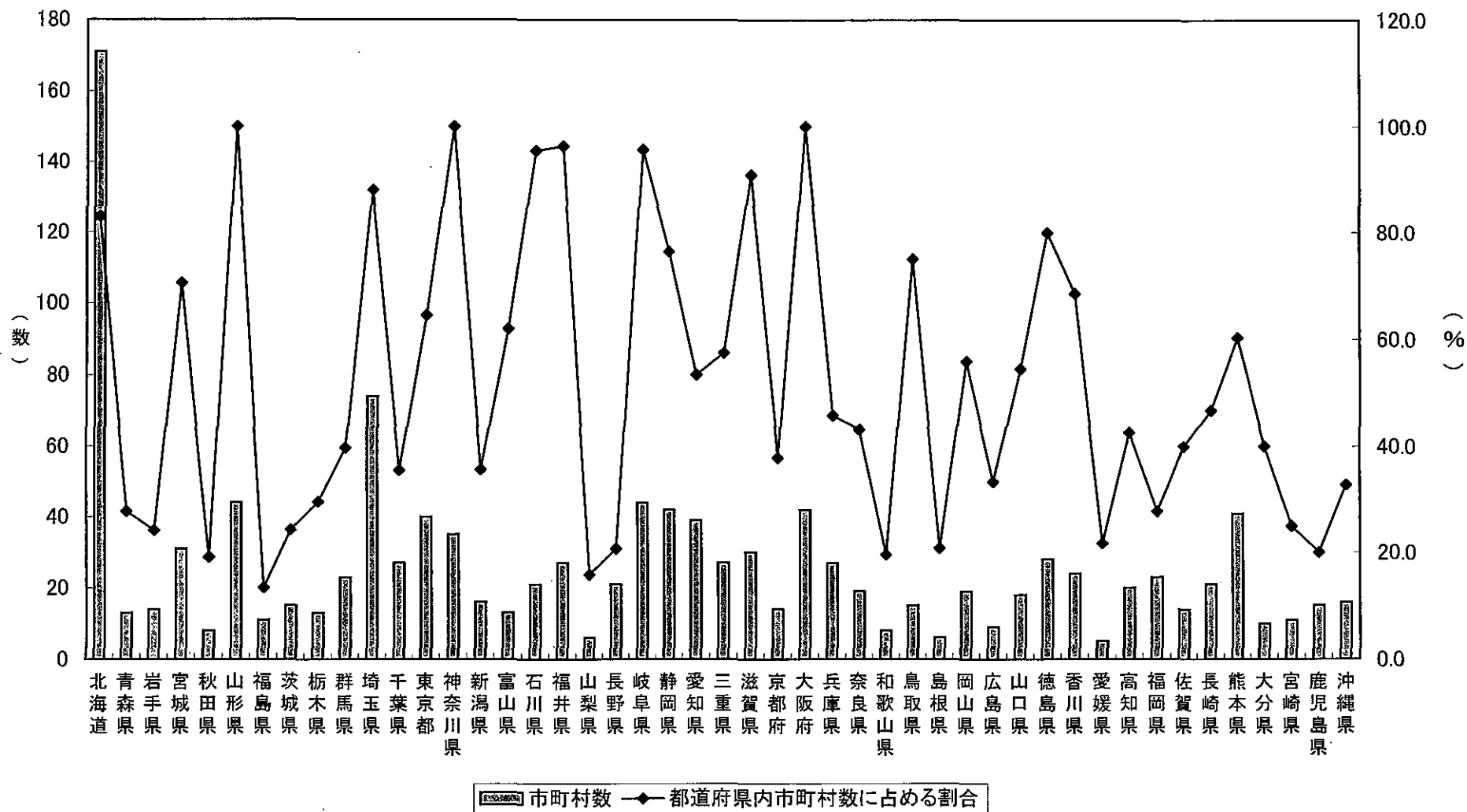
(平成17年6月1日現在)

都道府県名	市区町村数	協議会設置済		協議会設置予定		協議会設置していない		ネットワーク設置済		ネットワーク設置予定		ネットワーク設置していない		うち、協議会設置予定		うち、協議会未設置		(再掲) 協議会又はネットワーク設置済み	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
		北海道	206	22	10.7	97	47.1	87	42.2	149	72.3	4	1.9	31	15.0	11	5.3	20	9.7
青森県	47	0	0.0	27	57.4	20	42.6	13	27.7	1	2.1	33	70.2	17	36.2	16	34.0	13	27.7
岩手県	58	0	0.0	25	43.1	33	56.9	14	24.1	2	3.4	42	72.4	15	25.9	27	46.6	14	24.1
宮城県	44	1	2.3	16	36.4	27	61.4	30	68.2	6	13.6	7	15.9	3	6.8	4	9.1	31	70.5
秋田県	42	0	0.0	6	14.3	36	85.7	8	19.0	1	2.4	33	78.6	4	9.5	29	69.0	8	19.0
山形県	44	0	0.0	23	52.3	21	47.7	44	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	44	100.0
福島県	33	0	0.0	19	22.9	64	77.1	11	13.3	6	7.2	66	79.5	14	16.9	52	62.7	11	13.3
茨城県	62	2	3.2	28	45.2	32	51.6	13	21.0	5	8.1	42	67.7	12	19.4	30	48.4	15	24.2
栃木県	44	0	0.0	19	43.2	25	56.8	13	29.5	0	0.0	31	70.5	10	22.7	21	47.7	13	29.5
群馬県	58	0	0.0	9	15.5	49	84.5	23	39.7	4	6.9	31	53.4	6	10.3	25	43.1	23	39.7
埼玉県	84	1	1.2	36	42.9	47	56.0	73	86.9	0	0.0	10	11.9	2	2.4	8	9.5	74	88.1
千葉県	76	1	1.3	20	26.3	55	72.4	26	34.2	17	22.4	32	42.1	7	9.2	25	32.9	27	35.5
東京都	62	4	6.5	29	46.8	29	46.8	36	58.1	8	12.9	14	22.6	2	3.2	12	19.4	40	64.5
神奈川県	35	11	31.4	18	51.4	6	17.1	24	68.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	35	100.0
新潟県	45	0	0.0	17	37.8	28	62.2	16	35.6	5	11.1	24	53.3	3	6.7	21	46.7	16	35.6
富山県	21	3	14.3	3	14.3	15	71.4	10	47.6	1	4.8	7	33.3	0	0.0	7	33.3	13	61.9
石川県	22	2	9.1	16	72.7	4	18.2	19	86.4	0	0.0	1	4.5	1	4.5	0	0.0	21	95.5
福井県	28	1	3.6	1	3.6	26	92.9	26	92.9	1	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	96.4
山梨県	38	4	10.5	24	63.2	10	26.3	2	5.3	23	60.5	9	23.7	2	5.3	7	18.4	6	15.8
長野県	102	2	2.0	25	24.5	75	73.5	19	18.6	18	17.6	63	61.8	3	2.9	60	58.8	21	20.6
岐阜県	46	2	4.3	37	80.4	7	15.2	42	91.3	0	0.0	2	4.3	1	2.2	1	2.2	44	95.7
静岡県	55	1	1.8	12	21.8	42	76.4	41	74.5	3	5.5	10	18.2	1	1.8	9	16.4	44	76.4
愛知県	73	5	6.8	32	43.8	36	49.3	34	46.6	5	6.8	29	39.7	7	9.6	22	30.1	39	53.4
三重県	47	3	6.4	10	21.3	34	72.3	24	51.1	9	19.1	11	23.4	2	4.3	9	19.1	27	57.4
滋賀県	33	1	3.0	9	27.3	23	69.7	29	87.9	0	0.0	3	9.1	3	9.1	0	0.0	30	90.9
京都府	37	1	2.7	4	10.8	32	86.5	13	35.1	1	2.7	22	59.5	1	2.7	21	56.8	14	37.8
大阪府	42	4	9.5	30	71.4	8	19.0	38	90.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	42	100.0
兵庫県	59	3	5.1	40	67.8	16	27.1	24	40.7	3	5.1	29	49.2	18	30.5	11	18.6	27	45.8
奈良県	44	5	11.4	4	9.1	35	79.5	14	31.8	5	11.4	20	45.5	2	4.5	18	40.9	19	43.2
和歌山県	41	3	7.3	12	29.3	26	63.4	5	12.2	11	26.8	22	53.7	0	0.0	22	53.7	8	19.5
鳥取県	20	0	0.0	13	65.0	7	35.0	15	75.0	5	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	75.0
島根県	29	0	0.0	11	37.9	18	62.1	6	20.7	5	17.2	18	62.1	5	17.2	13	44.8	6	20.7
岡山県	34	3	8.8	11	32.4	20	58.8	16	47.1	4	11.8	11	32.4	2	5.9	9	26.5	19	55.9
広島県	27	1	3.7	12	44.4	14	51.9	8	29.6	3	11.1	15	55.6	7	25.9	8	29.6	9	33.3
山口県	33	0	0.0	9	27.3	24	72.7	18	54.5	0	0.0	15	45.5	1	3.0	14	42.4	18	54.5
徳島県	35	4	11.4	15	42.9	16	45.7	24	68.6	0	0.0	7	20.0	6	17.1	1	2.9	28	80.0
香川県	35	3	8.6	3	8.6	29	82.9	21	60.0	1	2.9	10	28.6	0	0.0	10	28.6	24	68.6
愛媛県	23	1	4.3	14	60.9	8	34.8	4	17.4	4	17.4	14	60.9	11	47.8	3	13.0	5	21.7
高知県	47	1	2.1	8	17.0	38	80.9	19	40.4	3	6.4	24	51.1	0	0.0	24	51.1	20	42.6
福岡県	83	5	6.0	18	21.7	60	72.3	18	21.7	9	10.8	51	61.4	11	13.3	40	48.2	23	27.7
佐賀県	35	1	2.9	10	28.6	24	68.6	13	37.1	5	14.3	16	45.7	8	22.9	8	22.9	14	40.0
長崎県	45	3	6.7	7	15.6	35	77.8	18	40.0	7	15.6	17	37.8	0	0.0	17	37.8	21	46.7
熊本県	68	1	1.5	33	48.5	34	50.0	40	58.8	14	20.6	13	19.1	4	5.9	9	13.2	41	60.3
大分県	25	2	8.0	11	44.0	12	48.0	8	32.0	1	4.0	14	56.0	6	24.0	8	32.0	10	40.0
宮崎県	44	0	0.0	6	13.6	38	86.4	11	25.0	5	11.4	28	63.6	4	9.1	24	54.5	11	25.0
鹿児島県	75	3	4.0	18	24.0	54	72.0	12	16.0	1	1.3	59	78.7	13	17.3	46	61.3	15	20.0
沖縄県	49	0	0.0	15	30.6	34	69.4	16	32.7	4	8.2	29	59.2	6	12.2	23	46.9	16	32.7
合計	2,385	110	4.6	862	36.1	1,413	59.2	1,100	46.1	210	8.8	965	40.5	231	9.7	734	30.8	1,210	50.7

※ 指定都市は除く。

図2 都道府県別要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワーク設置済の数及び割合

(平成17年6月1日現在 指定都市は除く)



2. 設置していない理由

(1) 協議会を設置していない理由(表4)

協議会を設置していない市町村について、その理由を調査したところ、「市町村合併があった又は予定がある」が、647か所(45.6%)で最も多かった。

設置していない理由として次に多かったのは、「人材確保が困難」で、このうち、「調整機関のコーディネーターの人員確保が困難」としたところが509か所(35.8%)、「地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難」としたところが460か所(32.4%)となっている。

「その他」の中では、ネットワークで対応が可能、ネットワークを設置予定、設置を協議中、が多かった。

表4 要保護児童対策地域協議会を設置していない理由《複数回答》

(平成17年6月1日現在)

	協議会 を設置 してい ない	予算確保 が困難		人材確保が困難						設置、運営 の手法が わからな い		市町村合 併(予定)		虐待問題 がない、優 先順位が 低い		関係機 関の協 力が得 られな い		各機関の 通常業務 で対応可 能		子育て支 援ネット ワーク等 で対応可 能		虐待防止 ネットワ ークがあ るが手続 が困難		その他		
				調整機関 の人材		協議会の リーダー		その他																		
				数	%	数	%	数	%																	数
全 体	1,420	354	24.9	509	35.8	460	32.4	46	3.2	283	19.9	647	45.6	263	18.5	17	1.2	460	32.4	258	18.2	113	8.0	155	10.9	
都道府県	市・区(30万以上)	27	2	7.4	9	33.3	6	22.2	1	3.7	4	14.8	5	18.5	0	0.0	2	7.4	8	29.6	5	18.5	5	18.5	9	33.3
	市・区(10万~30万未満)	60	11	18.3	13	21.7	12	20.0	2	3.3	8	13.3	11	18.3	1	1.7	0	0.0	18	30.0	10	16.7	15	25.0	21	35.0
	市・区(10万未満)	223	48	21.5	65	29.1	55	24.7	10	4.5	40	17.9	71	31.8	11	4.9	2	0.9	81	36.3	60	26.9	34	15.2	39	17.5
	町	842	209	24.8	310	36.8	285	33.8	25	3.0	165	19.6	449	53.3	162	19.2	10	1.2	258	30.6	148	17.6	52	6.2	65	7.7
	村	261	84	32.2	112	42.9	102	39.1	7	2.7	66	25.3	110	42.1	89	34.1	3	1.1	94	36.0	34	13.0	5	1.9	17	6.5
指 定 都 市	7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	14.3	0	0.0	1	14.3	0	0.0	0	0.0	1	14.3	1	14.3	2	28.6	4	57.1	

(2) ネットワークを設置していない理由(表5)

ネットワークを設置していない理由については、「市町村合併があった又は予定がある」が最も多く、398か所(41.2%)となっている。

設置していない理由として次に多かったのは、「人材確保が困難」で、このうち「事務局等の連絡調整を行う人員確保が困難」としたところが291か所(30.2%)、「虐待防止ネットワークのリーダー的役割を担う人材確保が困難」としたところが277か所(28.7%)となっている。

「その他」の中では、ネットワーク以外の既存の連絡会議で対応が可能、が多かった。

表5 虐待防止ネットワークを設置していない理由《複数回答》

(平成17年6月1日現在)

	ネットワーク を設置 してい ない	予算確保が 困難		人材確保が困難						設置、運営、 の手法がわ からない		市町村合併 (予定)		虐待問題が ない、優先順 位が低い		関係機関 の協力が 得られな い		各機関の通 常業務で対 応可能		子育て支援 ネットワー ク等に対 応可能		その他		
				事務局等の 人材		ネットワー クの リーダー		その他																
				数	%	数	%	数	%															数
全 体	965	202	20.9	291	30.2	277	28.7	17	1.8	142	14.7	398	41.2	196	20.3	9	0.9	285	29.5	100	10.4	47	4.9	
都道府県	市・区(30万以上)	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
	市・区(10万～30万未満)	11	1	9.1	3	27.3	2	18.2	0	0.0	0	0.0	3	27.3	1	9.1	0	0.0	2	18.2	0	0.0	0	0.0
	市・区(10万未満)	117	17	14.5	23	19.7	17	14.5	1	0.9	16	13.7	30	25.6	4	3.4	1	0.9	27	23.1	10	8.5	12	10.3
	町	608	131	21.5	184	30.3	176	28.9	15	2.5	86	14.1	281	46.2	106	17.4	4	0.7	164	27.0	63	10.4	30	4.9
	村	228	53	23.2	81	35.5	82	36.0	1	0.4	40	17.5	84	36.8	85	37.3	4	1.8	92	40.4	27	11.8	4	1.8
指 定 都 市	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(参考)平成16年度*	1,574	395	25.1	510	32.4	472	30.0	-	-	297	18.9	941	59.8	387	24.6	69	4.4	563	35.8	-	-	-	-	

*：平成16年度の結果は、児童虐待防止ネットワークの設置状況に関する調査であり、今回の調査と一概に比較できない。(以下同じ。)

3. 設置形態

(1) 協議会の設置形態(表6)

協議会の設置形態について調査したところ、「1つの市町村に1つ設置」としているところが殆どであり、925か所(94.5%)となっている。

表6 要保護児童対策地域協議会の設置形態

(平成17年6月1日現在)

	協議会 設数・ 予定数	1つの市町村 に1つ設置		他の市町村 共同で設置		1つの市町 村に複数設 置		市町村の組 合に設置		その他		無回答		合計		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	979	925	94.5	9	0.9	9	0.9	0	0.0	5	0.5	31	3.2	979	100.0	
都道府県	市・区 (30万以上)	42	39	92.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	7.1	42	100.0
	市・区 (10万~30万未満)	125	123	98.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.6	125	100.0
	市・区 (10万未満)	272	263	96.7	1	0.4	2	0.7	0	0.0	1	0.4	5	1.8	272	100.0
	町	462	428	92.6	7	1.5	5	1.1	0	0.0	4	0.9	18	3.9	462	100.0
	村	71	67	94.4	1	1.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	4.2	71	100.0
指 定 都 市	7	5	71.4	0	0.0	2	28.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	100.0	

(2) ネットワークの設置形態(表7)

ネットワークの設置形態についても、協議会同様、「1つの市町村に1つ設置」としているところが殆どであり、625か所(91.1%)となっている。

表7 児童虐待防止ネットワークの設置形態

(平成17年6月1日現在)

	ネットワーク設置数・予定数*	1つの市町村に1つ設置		他の市町村共同で設置		1つの市町村に複数設置		市町村の組合に設置		その他		無回答		合計		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	686	625	91.1	7	1.0	8	1.2	1	0.1	2	0.3	43	6.3	686	100.0	
都道府県	市・区(30万以上)	26	25	96.2	0	0.0	1	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26	100.0
	市・区(10万~30万未満)	57	54	94.7	0	0.0	1	1.8	0	0.0	0	0.0	2	3.5	57	100.0
	市・区(10万未満)	166	153	92.2	1	0.6	3	1.8	1	0.6	0	0.0	8	4.8	166	100.0
	町	370	338	91.4	6	1.6	0	0.0	0	0.0	1	0.3	25	6.8	370	100.0
	村	60	51	85.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7	8	13.3	60	100.0
指 定 都 市	7	4	57.1	0	0.0	3	42.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	100.0	
(参考)平成16年度	1,243	1,172	94.3	39	3.1	15	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—	

*全市町村から協議会設置済(111か所)、協議会設置予定(868か所)及びネットワークを設置しておらず協議会未設置(734か所)を除いたもの。(以下同じ。)

4. 設置の目的

(1) 協議会又はネットワークの設置目的(表8)

協議会又はネットワークの設置目的を「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「保護・支援」の3つに分けて調査したところ、「早期発見・早期対応」が1,529か所(91.8%)と最も多かった。「保護・支援」を目的としている市町村の割合は、平成16年度のネットワークの状況調査での66.5%から71.9%に増加していた。

さらに、1,108か所(66.5%)のネットワークは、「発生予防」から「早期発見・早期対応」、「保護・支援」まですべての目的を持っていた。

表8 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの目的 《複数回答》 (平成17年6月1日現在)

		協議会・ネットワークの設置数・予定数	発生予防		早期発見・早期対応		保護・支援		(再掲) 先の全ての目的を含む	
			数	%	数	%	数	%	数	%
全 体		1,665	1,379	82.8	1,529	91.8	1,197	71.9	1,108	66.5
都道府県	市・区 (30万以上)	68	63	92.6	67	98.5	50	73.5	49	72.1
	市・区 (10万～30万未満)	182	172	94.5	175	96.2	150	82.4	144	79.1
	市・区 (10万未満)	438	372	84.9	413	94.3	326	74.4	307	70.1
	町	832	657	79.0	743	89.3	572	68.8	515	61.9
	村	131	103	78.6	118	90.1	87	66.4	82	62.6
指 定 都 市		14	12	85.7	13	92.9	12	85.7	11	78.6
(参考) 平成16年度		1,243	1,095	88.1	1,197	96.3	827	66.5	762	61.3

5. 児童虐待防止以外の業務分野

協議会又はネットワークの児童虐待防止以外の業務分野は、「不登校」484か所(29.1%)、「非行対策」447か所(26.8%)、「配偶者からの暴力対策」422か所(25.3%)、「いじめ対策」415(24.9%)の順に多くなっている(表9)。

児童虐待以外の業務分野を併せ持つ市町村の割合は、「子育て環境づくり全般」を除いて平成16年度のネットワークの状況に関する調査結果よりも高くなっている。

表9 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークにおける児童虐待防止以外の業務分野《複数回答》

(平成17年6月1日現在)

	協議会・ネットワークの設置数・予定数	いじめ対策		障害児支援		左記以外の子ども の権利擁護		未熟児対応など 保健指導		非行対策		不登校		ひきこもり		左記を除く子育て 環境づくり全般		配偶者からの暴力 対策		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,665	415	24.9	399	24.0	311	18.7	282	16.9	447	26.8	484	29.1	409	24.6	402	24.1	422	25.3	
都道府県	市・区(30万以上)	68	6	8.8	11	16.2	11	16.2	6	8.8	9	13.2	10	14.7	5	7.4	14	20.6	10	14.7
	市・区(10万～30万未満)	182	36	19.8	45	24.7	35	19.2	31	17.0	47	25.8	51	28.0	42	23.1	42	23.1	48	26.4
	市・区(10万未満)	438	124	28.3	114	26.0	92	21.0	77	17.6	150	34.2	155	35.4	130	29.7	109	24.9	127	29.0
	町	832	204	24.5	189	22.7	144	17.3	145	17.4	196	23.6	221	26.6	191	23.0	200	24.0	200	24.0
	村	131	43	32.8	39	29.8	27	20.6	21	16.0	43	32.8	44	33.6	37	28.2	33	25.2	34	26.0
指 定 都 市	14	2	14.3	1	7.1	2	14.3	2	14.3	2	14.3	3	21.4	4	28.6	4	28.6	3	21.4	
(参考)平成16年度	1,243	284	22.8	241	19.4	212	17.1	193	15.5	256	20.6	285	22.9	216	17.4	369	29.7	269	21.6	

6. 関係機関等の状況

協議会又はネットワークについて、関係機関等がどの程度の率で参加しているかを示すと下記のとおりである。施設等の種類によっては、市町村域に存在しない場合もあり一概に高低をいうことはできない。現場の機関では教育委員会、保育所、児童相談所、小中学校、警察署の参加率が高かった。団体や専門職では民生・児童委員協議会や、社会福祉協議会、医師会、里親の参加率が高かった。(表10、図3)

表10 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを構成する関係機関及び割合 (複数回答可)

(平成17年6月1日現在)

関係機関等	行政機関															医療機関・学校・福祉施設等														
	市区町村										国・都道府県					病院・診療所	保育所(地域子育て支援センター)等	幼稚園	小学校	中学校	養護学校	児童館	児童自立支援施設・児童養護施設・情短施設	児童家庭支援センター	障害児施設	タリ	配偶者暴力相談支援センター	その他の施設		
	児童福祉主管課	母子保健主管課	当(統)合課(児童福祉が担当)	当(統)合課(母子保健が担当)	統(保)健両方担当	統(保)健両方担当	障(宮)福(主)管課	教育委員会	福祉事務所	家庭児童相談室	保健センター	その他の市区町村機関	児童相談所 ※1	保健所 ※2	福祉事務所														警察署	法務局
協議会又はネットワーク設置数・予定数	971	815	257	60	313	587	1,409	474	520	652	248	1,374	998	580	1,301	196	113	678	1,406	1,060	1,330	1,263	156	339	271	62	110	42	98	
合計	1665	971	815	257	60	313	587	1,409	474	520	652	248	1,374	998	580	1,301	196	113	678	1,406	1,060	1,330	1,263	156	339	271	62	110	42	98
参加率(%)	58.3	48.9	15.4	3.6	18.8	35.3	84.6	28.5	31.2	39.2	14.9	82.5	59.9	34.8	78.1	11.8	6.8	40.7	84.4	63.7	79.9	75.9	9.4	20.4	16.3	3.7	6.6	2.5	5.9	
都道府県	68	62	54	2	3	29	66	49	30	38	29	65	16	3	65	22	11	30	51	52	46	43	14	17	40	4	14	6	9	
市・区(30万以上)	182	166	137	7	2	3	83	165	103	109	99	63	174	141	23	164	46	27	70	145	135	134	126	31	46	56	10	18	9	20
市・区(10万~30万未満)	438	338	297	29	2	20	151	395	238	308	212	83	393	298	79	379	69	33	164	374	323	352	328	57	99	99	26	34	13	30
市・区(10万未満)	832	361	291	184	43	232	269	669	66	62	280	56	646	485	416	599	49	29	343	716	502	678	650	47	160	66	19	35	13	33
町	131	36	30	33	10	53	54	102	9	4	16	7	82	51	59	80	5	8	66	110	38	111	107	4	13	-	-	2	-	3
村	14	8	6	2	1	2	1	12	9	7	7	10	14	7	-	14	5	5	5	10	10	9	9	3	4	10	3	7	1	3
指定都市	14	8	6	2	1	2	1	12	9	7	7	10	14	7	-	14	5	5	5	10	10	9	9	3	4	10	3	7	1	3
(参考)平成16年度(参加率)	57.0	49.7	17.0	6.0	18.3	34.0	89.6	35.2	34.0	48.9	18.3	79.3	54.8	38.1	73.2	7.6	8.5	35.0	87.6	61.5	79.9	73.9	6.1	20.5	17.1	1.5	6.0	-	8.3	

関係機関等	関係団体等																									
	民生委員等			社会福祉協議会		医師		歯科医師		保健師等		弁護士		里親		子どもの人権専門委員	保育士	社会福祉士	精神保健福祉士	心理専門職	教員	NPO団体	ボランティア	その他機関・団体	その他専門職	その他非専門職
	民生・児童委員協議会	児童委員個人参加の主任児童委員	個人参加の民生・児童委員	医師会	個人参加の医師	歯科医師会	個人参加の歯科医師	看護協会	個人参加の保健師等 ※3	弁護士会	個人参加の弁護士	里親会	里親													
協議会又はネットワーク設置数・予定数	1,354	292	205	681	778	102	223	21	33	78	104	68	25	627	61	65	10	6	48	84	109	43	320	68	30	
合計	1665	1,354	292	205	681	778	102	223	21	33	78	104	68	25	627	61	65	10	6	48	84	109	43	320	68	30
参加率(%)	81.3	17.5	12.3	40.9	46.7	6.1	13.4	1.3	2.0	4.7	6.2	4.1	1.5	37.7	3.7	3.9	0.6	0.4	2.9	5.0	6.5	2.6	19.2	4.1	1.8	
都道府県	68	63	10	9	34	63	9	24	2	4	4	22	16	4	26	7	2	2	1	5	5	14	1	33	6	2
市・区(30万以上)	182	160	21	18	81	145	12	41	-	3	4	30	18	3	56	12	3	1	1	7	6	22	3	53	11	5
市・区(10万~30万未満)	438	371	66	42	180	298	20	75	5	15	19	26	22	8	156	20	16	3	2	18	17	41	8	103	22	11
市・区(10万未満)	832	645	171	121	332	243	54	73	14	9	45	13	8	10	335	18	39	4	2	15	50	26	26	107	21	10
町	131	102	24	15	48	16	6	4	-	2	6	5	3	-	49	2	5	-	-	3	6	1	5	17	5	1
村	14	13	-	-	6	13	1	6	-	-	-	8	1	-	5	2	-	-	-	-	-	5	-	7	3	1
指定都市	14	13	-	-	6	13	1	6	-	-	-	8	1	-	5	2	-	-	-	-	-	5	-	7	3	1
(参考)平成16年度(参加率)	77.1	26.3	16.1	25.7	40.2	6.5	7.2	1.0	0.8	5.6	4.7	2.9	-	-	4.6	-	-	-	2.5	-	4.7	2.9	29.8	8.2	1.9	

※1 指定都市においては、市設置の児童相談所を計上している。
 ※2 指定都市・特別区・保健所政令市においては、市区設置の保健所を計上している。
 ※3 個人参加の保健師等とは、保健師・助産師・看護師の看護職を合わせたもの。